

彩の国さいたま人づくり広域連合告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第292条において準用する同法第152条第1項の規定に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合長職務代理者を次のとおり定める。

令和4年7月29日

彩の国さいたま人づくり広域連合長 原口 和久

1 広域連合職務代理者の職名及び氏名

彩の国さいたま人づくり広域連合長職務代理者

彩の国さいたま人づくり広域連合副広域連合長 高柳 三郎

2 職務代理の期間

令和4年8月1日（月）から当分の間